

専用店舗・店舗付住宅入居者募集のしおり

1 申込書の配布

期 間 令和7年7月1日(火)～7月14日(月)

場 所 住情報プラザ(大阪市立住まい情報センター4階)
(7月1日(火)、7月8日(火)は休館)
大阪市営住宅募集センター(大阪市住まい情報センター5階) (土曜日・日曜日・祝日を除く。)
梅田・阿倍野・平野 各住宅管理センター (日曜日・祝日を除く。)
梅田・難波・天王寺 各サービスカウンター
区役所・区役所出張所(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

2 申込受付(窓口受付・電子申請はありません。)

郵 送 所定の申込書及び封筒を使用し、令和7年7月1日(火)～7月14日(月)までの消印があるものを有効とします。
なお、申込締切日にポストに投函される場合は、時間帯により翌日の消印となる場合がありますので、ご注意ください。

3 抽選(公開)

日 時 令和7年8月18日(月)
開場：午前10時 開始：午前10時30分 (約1時間程度)

場 所 大阪市立北区民センター ホール
(Osaka Metro(地下鉄)堺筋線「扇町」駅②号出口北へ3分、J R環状線「天満」駅西へ3分)

(注)抽選会には必ずしも出席する必要はありません。
抽選会場への個別の問い合わせには対応できませんのでご了承ください。出席・欠席にかかわらず、申込者全員に当落の結果を「抽選結果通知票(郵便はがき)」で通知しますので、通知が届くまでお待ちください。

4 専用店舗・店舗付住宅の入居者募集のあらまし

今回募集する空家の専用店舗3戸及び店舗付住宅1戸について、抽選により入居候補者を選出し、その後、入居資格(第2次)審査により入居者を決定いたします。入居資格(第2次)審査は9月上旬～9月中旬に行います。

また、専用店舗・店舗付住宅については、**当選者・補欠当選者の方がともに辞退されたことにより入居者が決定しなかった場合、今回申込みされた方(専用店舗・店舗付住宅)のうち落選された方を対象に再募集を行います。**再募集の実施については、入居者が決定しなかった場合に、落選された方全員に対して、別途再募集のご案内をお送りします。入居をご希望される方は、応募のご案内に従いお申込みください。なお、その際には落選はがきが必要となりますので、再募集への申込みを予定されている方は、落選はがきを大切に保管してください。

店舗は原則として現状有姿(スケルトン)での貸付となります。本市の補修区分は躯体部分であり、躯体以外の部分については入居者の責務において使用するものとし、事故等について本市はその責を一切負いません。

募集する店舗の業種は、日常生活に必要な商品の販売又はサービスの提供を目的とするものとします。

次の営業種目を営もうとする方は、申込みできません。

ア 公の秩序、又は善良の風俗に反する業種

イ 騒音・振動・悪臭等を発生させる業種

ウ 危険物を取り扱う業種

エ 倉庫

**オ 住宅地区改良事業で同一団地内の店舗に入居した方と同一業種(177～181ページ参照)
(団地によっては棟単位等で制限している場合もあります。)**

また、株式会社等法人や組合の方も申込みできません。

将来、市営住宅の建替時には、専用店舗における生活再建の対応は行いません。

- ※ 公募により店舗に入居された方と将来入居される方との業種については競合する場合があります。
- ※ 共同住宅内の店舗ですので営業に際しては近隣の住環境を損なわないよう配慮してください。迷惑行為に対しては、対応措置を定めた要綱に基づき、調査の上、是正指導や警告を行います。改善されない場合は、店舗の明渡しを求めるといった法的措置をとることになります。
- ※ 家賃以外に、入居者が共同で使用する部分に要する費用(共用部分の水道代等)は共益費として負担しなければなりません。

5 申込資格

店舗への申込みは、次の各号の要件全部を満たしていることが必要です。

- ①現在**大阪市内に居住している**(住民登録をしている)こと
- ②家賃の支払い能力があること
- ③店舗経営をするのに必要な免許・資格及び許認可を現に有するもの、又は営業開始日までに取得予定のものであること
- ④営業に必要な資金の調達が確実にでき、本市の指定する入居日から原則として60日以内に開業できること
- ⑤現在、店舗に困っていること
- ⑥申込者本人及び家族従業員等(*)が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと
(*)家族従業員等とは、専用店舗に申込みされる場合は家族従業員のみをいい、店舗付住宅に申込みされる場合は、家族従業員及び現在同居しているか、又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)をいう。以下同じ。
- ⑦申込者本人及び家族従業員等が、本市からの明渡請求(家賃滞納を原因とする場合等を除く。)を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日から翌日から起算して5年を経過していない方でないこと
- ⑧申込者本人及び家族従業員等が暴力団員でないこと
なお、店舗付住宅に申込みされる場合は、上記の要件に加えて、下記の要件を満たすことが必要です。
- ⑨現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者含む。)があること(婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻(入籍)する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日までであること。)
- ⑩入居しようとする家族全員の収入合計が市又は国で定める**改良住宅の入居収入基準の範囲内であること(月額所得額158,000円以下)**

※親族及び家族従業員等には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。

6 申込み方法及び抽選について

- (1) 専用店舗及び店舗付住宅入居者募集のすべての申込区分を通じて1世帯1件の申込みに限ります。2店舗以上に申込みされた場合は、重複申込みとなりすべての申込みを無効とします。
- (2) 専用店舗に申込みされる方は、今回募集の市営住宅に申し込むことができます。ただし、店舗付住宅に申込みされる方は、他の住宅に申し込むことはできません。
- (3) 申込方法
入居申込書の赤線で囲まれた部分及び入居申込書裏面の「申込業種の内容等」欄(店舗付住宅に申込みされる方は「住宅事情等」欄も記入してください。)をすべて記入のうえ、「抽選番号通知票(郵便はがき)」及び「抽選結果通知票(郵便はがき)」に各々85円切手を貼付し、所定の封筒(140円切手を貼付)で郵送してください。**郵便はがきに85円切手が貼付されていない場合は抽選番号・抽選結果を通知できませんので、必ず貼付してください。**
- (4) 抽選番号は、抽選日の前日までに直接申込者あてに「抽選番号通知票(郵便はがき)」で通知します。

7 当選後の手続及び入居資格(第2次)審査

(参考スケジュール) 当選はがき郵送(8月18日以降発送予定)→資格審査用書類及び面接日程の案内(8月26日以降案内予定)→面接での入居資格(第2次)審査及び部屋決定(9月上旬～9月中旬)→入居契約(10月中旬)→鍵渡し(10月中旬～10月下旬)→工作物設置承認申請→入居承認日(11月1日)→60日以内に開業→開業の確認
※審査状況により変動する可能性があります。

- (1) 抽選の結果は、当落にかかわらず申込者全員に「抽選結果通知票(郵便はがき)」で通知します。
- (2) 当選された方は、本市の指定する日時・場所において入居資格(第2次)審査を受けていただきます。その際、下記の必要書類等をご持参いただきます。必要書類については、抽選日以降にご案内いたします。この審査に合格された方は、専用店舗及び店舗付住宅を使用できる時期(令和7年10月中旬予定)がくるまでお待ちいただきます。
- (3) 家賃の3ヵ月分を敷金として納めていただきます。
- (4) 契約にあたって、入居中の事故又は長期不在等の緊急時における連絡先(緊急連絡先)を登録していただきます。緊急連絡先は申込者本人及び家族従業員等以外の方で、国内に住所を有する、原則として入居者の親族の方を指定してください。
<令和2年4月以降に締結する入居契約より、保証人は不要となりました。(10ページ参照)>
- (5) 入居者が共同で使用する部分に要する費用は、共益費として負担しなければなりません。

当選者に提出していただく書類

①抽選結果通知票(郵便はがき)

②誓約書(入居資格(第2次)審査に来られた際にお渡しします。)

申込者本人及び家族従業員等が、大阪市営住宅条例を遵守すること、暴力団員でないこと及び市営住宅の未納家賃がないこと等を誓約していただきます。また、必要に応じ、暴力団員に該当するか否かについて、警察への照会を行います。趣旨をご理解いただき、署名のうえ、ご提出ください。

③大阪市営住宅入居申込に係る住所等届(149ページの所定の様式〔167ページ記載例参照〕)

申込者本人及び家族従業員等として登録される方全員を記載のうえご提出ください。なお、申込者と同じ住所の場合は「本人と同じ」にチェックを入れてください。

- ④納税証明書(申込者)(**国税及び地方税の未納がある方は契約できませんのでご注意ください。**)
- ＜国 税＞ 確定申告をされている方は、国税納税証明書 その3の2 …………… 1 通
給与所得の方は源泉徴収票(令和4年分～令和6年分) ……………各1 通
- ＜地方税＞ 地方税納税証明書 (個人市・府民税)(令和5年度～令和7年度) ……各1 通
- ※ただし、令和4年～令和6年のいずれかの年が非課税所得者の場合は、当該年の収入を証明する住民税課税証明書を提出してください。**

⑤収入(所得)を証する書類

令和7年1月1日現在の住所が大阪市外の方は以下の書類が必要です。

- ・「令和7年度住民税課税証明書」(令和6年1月～令和6年12月分の所得金額及び扶養親族・特別控除記載のもの)

家族従業員等として登録される15歳以上(学生・無職含む。中学生は除く)の方は、所得の有無にかかわらず必要です。令和7年1月1日に居住していた市区町村の窓口で「**全項目記載**」とお申し出ください。

⑥許認可等を必要とする業種については、**当該許認可等を証する書面**

今回の店舗入居者募集で新たに営業を始める場合は、営業開始日までに当該書面を提出していただきます。

⑦その他、本市が必要と認める書類

※なお、店舗付住宅を申込みされる方は、上記の書類に加えて必要な書類がある場合がありますので、143・144ページをご参照のうえ、該当書類をご提出ください。

※大阪市内に居住している(住民登録をしている)方の「住民票の写し」、及び「住民税課税証明書」の提出を原則として省略しています。(詳細は10ページをご覧ください。)申込書の記載内容等で情報が得られなかった場合、「住民票の写し」または「住民税課税証明書」の提出が必要です。

8 使用上の注意事項

- ①専用店舗・店舗付住宅の店舗部分の貸付は現状有姿(スケルトン)での貸付となり、店舗の内装工事及び設備工事は入居者において施工してください。また、退去する場合は、自費で現状有姿(スケルトン)の状態に回復していただきます。なお、施工にあたっては、あらかじめ本市に図面等を提出し承認を受けてから実施してください。その後における店舗の模様替え等についても同様です。
- ②店舗の営業種目及び取り扱う品目等について関係機関の許認可を必要とする事項については、営業開始予定日までに入居者の責任において所定の許認可を受けてください。
- ③店舗の経営は、他の者に委託したり、店舗の全部又は一部を転貸したり、使用权を譲渡することはできません。
- ④過去に飲食業等の営業にあたり、臭いや煙が発生したことにより、近隣住民とトラブルになった事例があります。開業にあたっては、換気や排煙、防音の設備について、近隣住民に十分配慮し、迷惑のかからないようにしてください。近隣住民から苦情等があった場合には、調査のうえ、是正指導を行うことがあります。是正にあたり設備の改善が必要な場合には、申込者の負担で改善を行っていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤店舗の業種については、本市の承認なく変更することはできません。
- ⑥既に本市の専用店舗又は店舗付住宅を契約されている方で、今回の専用店舗又は店舗付住宅に申し込まれ、当選された場合のあつせんは、現住宅の専用店舗又は店舗付住宅の家賃の完納と返還が条件となります。
- ⑦家賃以外に、入居者が共同で使用する部分に要する費用(共用部分の水道代等)は共益費として負担しなければなりません。

9 募集店舗及び家賃一覧表

175ページのとおり

10 位置図及び平面図・店舗設備概要・現地見学会

177～181ページのとおり

11 駐車場

入居者が利用する市営住宅の駐車場は限られており、契約可能な駐車場がない場合がありますのでご了承ください。また、契約可能な駐車場がある場合のお申込みは、入居契約日以降、住宅管理センターで受付けますが、順番待ちの可能性があります。なお、来客用の駐車場設備はございません。

12 その他

専用店舗及び店舗付住宅の申込みについては、「11回落選実績保有者向け募集」の対象にはなりません。

13 問い合わせ先

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市都市整備局住宅部 市営住宅入居契約担当

電話 06-6208-9264

募集店舗及び家賃一覧表

専用店舗

区名	申込区分番号	住宅名	所在地	店舗面積	家賃額 (円)	管理開始年度	募集戸数	用途地域	前回応募倍率
浪速区	51015	日本橋住宅 4-106	日本橋 5丁目16番	店舗 39.56㎡	58,600	H12	1	商業地域	15.0
	51025	日本橋住宅 4-107	日本橋 5丁目16番	店舗 20.12㎡	29,700	H12	1	商業地域	15.0
	51035	日本橋西住宅 1-102	日本橋西 2丁目2番	店舗 21.09㎡	29,500	H11	1	商業地域	－
専用店舗 合計 (戸)							3		

※前回応募倍率欄の「－」は、前回募集のなかった専用店舗です。

◆上記店舗以外に、生野東11号館の専用店舗につきましては、先着順に随時窓口受付を行なっています。
(全戸入居者が決定した時点で受付を終了します。)詳しくは181ページをご覧ください。

店舗付住宅

区名	申込区分番号	住宅名	所在地	店舗面積	浴槽	家賃額(円)				管理開始年度	募集戸数	用途地域	前回応募倍率	備考
						区分1	区分2	区分3	区分4					
北区	51016	長柄東住宅 4-104	長柄東 2丁目6番	店舗 33.75㎡	有	34,000				S60	1	準住居地域	－	単身申込者不可
				住宅 6,6,4半,DK,浴室		33,200	38,300	43,800	49,400					
店舗付住宅 合計(戸)											1			

◆店舗付住宅の家賃は店舗部分と住宅部分の家賃額の合計金額となります。

※住宅部分の家賃額は、15～24ページの月額所得の計算方法により月額所得を算出し、21ページの改良住宅の区分表により該当する収入の区分を確認してください。

店舗の申込書の書き方

(記載例は138・139ページを参考にしてください。)

- 1 申込書は、ボールペン又はインクを使用して赤線で囲んだ部分を記入してください。
(消えるボールペンは使用しないでください。)
また、**申込書裏面の「申込業種の内容等」欄も必ず記入してください。**
 - (1) **店舗を申込みされる方については、申込書の「申込区分」…店舗、「種別」…店舗を○で囲んでください。「申し込まれた住宅」の欄には区名、住宅名、申込区分番号をそれぞれ正確に記入してください。また、郵便はがき(2枚)にも申込書と同様、申込区分欄、種別欄の該当する項目を○で囲み、申込区分番号を正確に記入してください。**
 - (2) 郵便番号、住所、氏名を3ヵ所(申込書と申込書右側の郵便はがき2枚)に明瞭に記入してください。氏名は住民票と同じ表記(外国籍の方は、アルファベットで記入してください。)で、ていねいに記入してください。申込書には勤務先の名称、所在地、自宅と勤務先の電話番号、フリガナも必ず記入してください。なお、送付先については、現住所を記入していただくのが原則ですが、ご希望の送付先を記入していただいても結構です。(ただし、氏名は申込者本人のものを記入してください。)
 - (3) 店舗付住宅を申込みされる方については、入居する者欄に、入居する方の氏名、フリガナ、続柄、生年月日、年齢、性別、職業の有無、収入を記入してください。婚約者や呼び寄せ家族のある方も必ず記入してください。(内縁関係及び婚約者を含む。)
 - (4) **収入記載欄には、15ページの「Ⅱ 世帯の年間所得金額を計算します」で作成した世帯の年間所得金額表の年間総収入金額及び年間所得金額をそのまま記入してください。なお、15ページの世帯の年間所得金額表の記入方法は、15～24ページをご参照ください。**
また、特別控除がある場合は、特別控除額のコード欄に次のコード記号を記入し、金額欄に控除金額を記入してください。
A：老人扶養親族等 B：扶養親族(16歳以上23歳未満) C：障がい者 D：特別障がい者 E：寡婦 F：ひとり親
※入居する親族のうち、申込時には勤務していても入居契約日までに退職し、以降収入がなくなる方の収入は0円となります。(入居契約日までには、退職していなければなりません。)
 - (5) 店舗付住宅を申込みされる方については、同居(入居)する人数(本人を除く)欄に、本人を除く同居(入居)する者の人数を記入してください。また、同居(入居)しないが扶養控除を受けている親族数欄には、同居(入居)しないが扶養控除を受けている親族の人数を記入し、特別控除がある場合には特別控除コード及び控除金額を記入してください。
 - (6) **申込資格の確認のため必要となりますので、申込書裏面の「申込業種の内容等」の欄は、すべて記入してください。店舗付住宅を申込みされる方は、「住宅事情等」の欄も必ず記入してください。**
 - (7) 裏面の「申込業種の内容等」の欄については、具体的に事業内容を記入してください。
(例：飲食業の場合＝うどん・丼・すしの販売)
また、申込区分ごとに営業できない業種があるので、よく確認してください。

- 2 受付後に申込内容の変更は、一切できません。

住所・氏名の誤りや記入漏れのために配達されずに返送されてくる場合があります。特に「抽選番号通知票」のはがきが着かない場合は、当方へお問い合わせになっても、申込区分番号で整理している関係上、住所・氏名のみでは探し出せませんのでご注意ください。
(間借りやアパートの場合は、「〇〇様方」や「〇〇荘内」と、市営・公営住宅等にお住まいの場合は、「〇〇住宅〇〇号館〇〇〇〇号室」と明記してください。)

位置図及び平面図・店舗設備概要・現地見学会

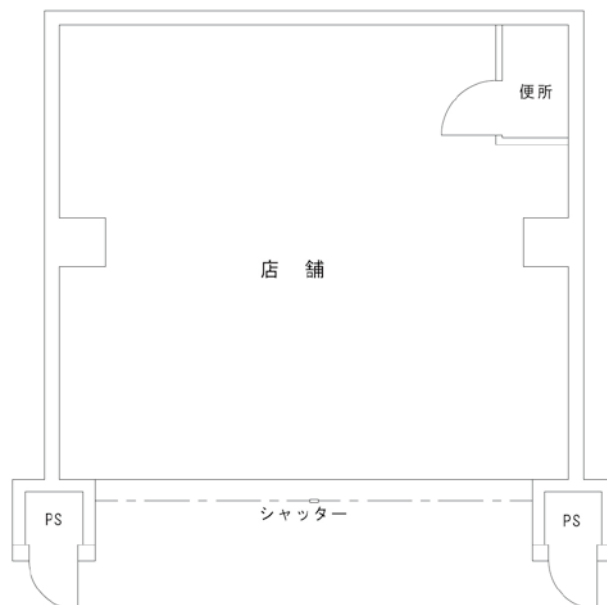
専用店舗



申込区分番号

51015

日本橋住宅4-106



※掲載図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

設備概要

住宅名		日本橋住宅 4-106 (申込区分番号 51015)
設備概要		
電気容量	電 灯	総容量約8.0KW以下 1次側メインブレーカー (MCB3P50AF50AT) 2次側分岐ブレーカー 便所照明・換気扇用回路 (SB2P1E30AF20AT)…■注1 上記以外の2次側分岐…■注2
	動 力	設置可能(開閉器盤内にスペースのみ) 実装なし…■注3 電気室内主幹ブレーカー (MCB3P100AF75AT)
テレビ受口		1箇所 CATV (株式会社ベイ・コミュニケーションズ)…■注4
電話受口		1箇所(ノズルプレート止め) (空配管のみ) 2回線まで引き込み可能
都市ガス配管		40mm(1箇所) PS内にてプラグ止め…■注5
給 水		25mm 直圧・水道局メーター
排 水		100mm配管 (便所汚水と合流)
便 所		洋風大便器(1箇所) 便所内天井扇付き
そ の 他		—

営業できない業種

販売業(衣料品、婦人服、機械工具)
飲食業(お好み焼き)
サービス業(電気商、溶接業、内装業、
クリーニング業)
製造業(電子部品)

現地見学会

令和7年7月4日(金)

10時30分～11時00分

令和7年7月11日(金)

14時45分～15時15分

- 注1…電灯線は、ブレーカーの2次側が空配管(配線無し)のため、屋内配線工事(入居者負担)が必要になります。ただし、便所の照明及び換気扇は設置。配線済み。
- 注2…メインブレーカー2次側以降のブレーカー・配線は入居者負担で工事が必要となります。
- 注3…動力幹線の引き込み(住宅敷地内の電気室から店舗まで)、電気メーター及びブレーカーの設置は入居者負担となります。
- 注4…一般放送(地上デジタル放送)以外の有料放送については、別途CATV会社(株式会社ベイ・コミュニケーションズ)と入居者負担で契約が必要となります。
- 注5…2次側以降の配管(メーター設置含む)は入居者負担で工事が必要となります。
- ※インターネットについては、各通信事業者にお問い合わせください。
- ※共同住宅内での生活に支障となるような設備の設置はできません。(詳しくは現地見学会でご確認ください。)

店
舗

位置図及び平面図・店舗設備概要・現地見学会

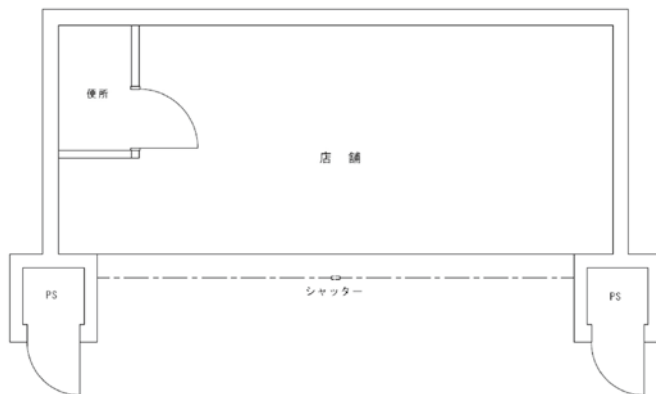
専用店舗



申込区分番号

51025

日本橋住宅4-107



※掲載図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

設備概要

住宅名		日本橋住宅 4-107 (申込区分番号 51025)
電気容量	電 灯	総容量約8.0KW以下 1次側メインブレーカー (MCB3P50AF50AT) 2次側分岐ブレーカー 便所照明・換気扇用回路 (SB2P1E30AF20AT)…■注1 上記以外の2次側分岐…■注2
	動 力	設置可能(開閉器盤内にスペースのみ) 実装なし…■注3 電気室内主幹ブレーカー (MCB3P100AF75AT)
テレビ受口		1箇所 CATV (株式会社ベイ・コミュニケーションズ)…■注4
電話受口		1箇所(ノズルプレート止め) (空配管のみ) 2回線まで引き込み可能
都市ガス配管		40mm(1箇所) PS内にてプラグ止め…■注5
給 水		25mm 直圧・水道局メーター
排 水		100mm配管 (便所汚水と合流)
便 所		洋風大便器(1箇所) 便所内天井扇付き
そ の 他		—

営業できない業種

販売業(衣料品、婦人服、機械工具)
飲食業(お好み焼き)
サービス業(電気商、溶接業、内装業、
クリーニング業)
製造業(電子部品)

現地見学会

令和7年7月4日(金)

10時30分～11時00分

令和7年7月11日(金)

14時45分～15時15分

店

舗

- 注1…電灯線は、ブレーカーの2次側が空配管(配線無し)のため、屋内配線工事(入居者負担)が必要になります。ただし、便所の照明及び換気扇は設置。配線済み。
- 注2…メインブレーカー2次側以降のブレーカー・配線は入居者負担で工事が必要となります。
- 注3…動力幹線の引き込み(住宅敷地内の電気室から店舗まで)、電気メーター及びブレーカーの設置は入居者負担となります。
- 注4…一般放送(地上デジタル放送)以外の有料放送については、別途CATV会社(株式会社ベイ・コミュニケーションズ)と入居者負担で契約が必要となります。
- 注5…2次側以降の配管(メーター設置含む)は入居者負担で工事が必要となります。
- ※インターネットについては、各通信事業者にお問い合わせください。
- ※共同住宅内での生活に支障となるような設備の設置はできません。(詳しくは現地見学会でご確認ください。)

位置図及び平面図・店舗設備概要・現地見学会

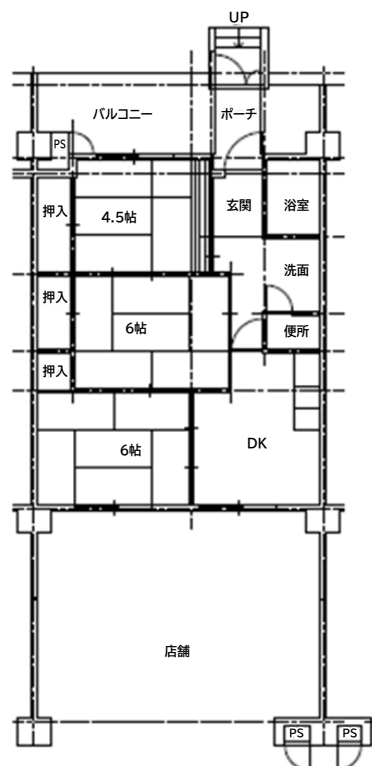
専用店舗



申込区分番号

51016

長柄東住宅 4-104



※掲載図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

設備概要

住宅名		長柄東住宅 4-104 (申込区分番号 51016)
設備概要		
電気容量	電 灯	漏電遮断器…■注1 30A(約4.8KW以下)
	動 力	漏電遮断器…■注1 75A(約12.0KW以下)
テレビ受口		1箇所 地上デジタル放送対応済み CATV(ジェイコムウエスト)…■注2
電話受口		住戸側に1箇所(プレート止め) (空配管のみ)
都市ガス配管		32mm(1箇所) プラグ止め(天井部)
給 水		VP20mmキャップ止め FL+300 水道メーター20mm(住戸共通)
排 水		75mmキャップ止め 1ヶ所(WC) 65mmキャップ止め 1ヶ所(雑排水)
換 気		換気口(1箇所)

営業できない業種

販売業 (文具、和菓子)

現地見学会

令和7年7月4日(金)
13時15分～13時45分

令和7年7月11日(金)
12時45分～13時15分

店
舗

■注1…2次側以降の配線及び遮断器の設置は入居者負担で工事が必要となります。

■注2…一般放送(地上デジタル放送)以外の有料放送については、別途CATV会社(株式会社ジェイコムウエスト)との契約(入居者負担)が必要となります。

※インターネットについては、各通信事業者にお問い合わせください。

※共同住宅内での生活に支障となるような設備の設置はできません。(詳しくは現地見学会でご確認ください。)

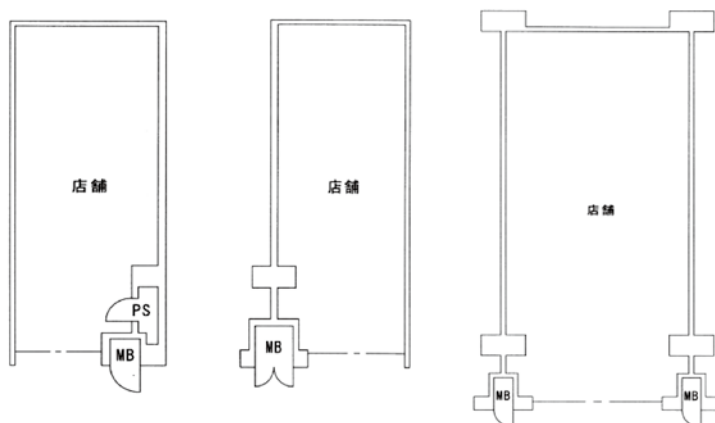
位置図及び平面図・店舗設備概要・現地見学会

随時募集・店舗

区名	住宅名	所在地	店舗面積	家賃額(円)	管理開始年度	募集戸数	用途地域
生野区	生野東住宅 11-105・106	生野東 4丁目1番	29.83㎡	36,900	H10	2	第1種住居地域
	生野東住宅 11-102・103		76.03㎡	94,100		2	第1種住居地域



生野東住宅11-105 生野東住宅11-106 生野東住宅11-102・103



※左右反転タイプとなります。

※掲載図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

設備概要

住宅名		生野東住宅 11-105・106	生野東住宅 11-102・103
電気容量	電灯	配線用遮断器 30A(約4.0KW以下) 遮断器2次側・配線無し…■注1	配線用遮断器 50A(約8.0KW以下) 遮断器2次側・配線無し…■注1
	動力	設置可能 幹線引き込み及び遮断器(遮断器の容量については、各店舗により異なる) ※設置は入居者負担…■注2	
テレビ受口		1箇所 地上デジタル放送対応済み CATV(株式会社ジェイコム大阪)…■注3	
電話受口		1箇所(ノズルプレート止め)(空配管のみ) 2回線まで引き込み可能	
都市ガス配管		40mm(1箇所) メーターボックス内にてプラグ止め	
給水		25mm 直圧・水道局メーター	
排水		100mm配管(2箇所)	
便所		なし(設置可能)	
その他		—	

営業できない業種

販売業(鮮魚小売)
飲食業(喫茶・軽食・居酒屋)
電気工事業

生野東住宅11号館の専用店舗につきましては、
先着順に随時窓口受付を行っています。詳しくは
下記の問い合わせ先までご連絡ください。

(問い合わせ先)

大阪市生野区勝山南3-1-19

生野区役所5階

生野南部事務所

電話 06-6717-8266・8267

■注1…電灯線は遮断器の2次側が空配管(配線無し)のため、屋内配線工事(入居者負担)が必要となります。

■注2…動力幹線の引き込み(店舗前メーターボックスから遮断器まで)、電気メーター及び遮断器の設置は入居者負担となります。

■注3…一般放送(地上デジタル放送)以外の有料放送については、別途CATV会社(株式会社ジェイコム大阪)との契約(入居者負担)が必要となります。

※インターネットについては、各通信事業者にお問い合わせください。

※共同住宅内での生活に支障となるような設備の設置はできません。

店
舗

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.